

番号	検討事項 報告事項	ご意見	県回答
1	2 検討事項 (1) 行動計画 について	現在のG-MISは医療機関に十分なものとは言えないため、将来的にはICTを活用して、G-MIS以外の手段も含め、より効果的なシステムを検討する必要がある。	国においてG-MISを改修する予定であり、今後、有用なシステムとなっていくのではないかと考えています。また、必要に応じて他のシステムを利用する選択も排除するものではありません。
2	2 検討事項 (1) 行動計画 について	県、医療機関、保健所、消防機関、高齢者施設が横並びに記述されている部分があるが、指定都市や中核市では対応が難しい部分があるため、全体的な見直しが必要である。	個別の箇所について必要であれば見直しを検討いたします。また、指定都市や中核市における対応については、各市の行動計画において記述をご検討いただけたらと思います。
3	2 検討事項 (1) 行動計画 について	DX推進に関して、ほぼ国の計画と同じ記載となっており、県としての行動がどの部分を指すのか不明瞭である。『電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める』と記載されているが、県の行動として、ICTやDXの活用をさらに一歩進める姿勢を示すものであるならば良いが、もう少し柔軟な表現にする必要がある。	電子カルテと発生届の連携といった規模の大きなDXについては、国が主導して行われるものだと認識しておりますが、国において検討が進められたのを受け、県としても検討を進めていくものと考えております。
4	2 検討事項 (1) 行動計画 について	有事における情報共有について、能登発災の例でも、LINEなどを使った対応の方が早いと感じた。G-MISはリアルタイムでの状況把握が難しく、電子カルテも災害用に作られていないため、現状では使えないのではないかと。	現状ではG-MISの活用を考えておりますが、それ以外の情報伝達手段も臨機応変に取り入れていきたいと考えております。
5	2 検討事項 (1) 行動計画 について	有事の際に集まった人々が正確な情報を得られるような仕組みを整備することが重要である。	実施体制（対応期）において、「県は（中略）地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備」としてしております（52ページ19行目）。実効性のある体制となるよう、平時の訓練等で体制の準備を行っていききたいと考えております。
6	2 検討事項 (1) 行動計画 について	情報収集は全体的な視野で行い、その後、住民に対してどうフィードバックするか、医療機関にどう公平にデータを提供するかが課題である。	県民及び医療機関に対する情報提供については、各項目で記載がございますが、効果的な方法について検討し、実効性のあるものにしていききたいと考えております。
7	2 検討事項 (1) 行動計画 について	コロナ対応の反省を踏まえ、どこまで疫学調査を行い、どの時点でクラスターサーベイランスに切り替えるのかを明確に示してほしい。	サーベイランス（対応期）において、「県は（中略）発生状況に応じ、国の感染症サーベイランスの実施方法の見直しに伴い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う」としてしております（69ページ13行目）。国と連携を取りながら柔軟に対応していきたいと考えております。

番号	検討事項 報告事項	ご意見	県回答
8	2 検討事項 (1) 行動計画 について	保健所の幹部や病院の現場担当者、感染症専門家が情報を共有し、それを県庁に上げられるシステムが必要。	実施体制（対応期）において、「県は（中略）地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備」するとしております（52ページ19行目）。実効性のある体制となるよう、平時の訓練等で体制の準備を行っていきたいと考えております。
9	2 検討事項 (1) 行動計画 について	ワクチンについて、基礎免疫をつける部分では、未知のウイルス等であれば集団接種の方が効率はいい。	コロナワクチンについては、県で大規模接種会場を設けたことで、接種状況が向上したと認識しております。また新しい感染症のワクチンが出たときに、大規模接種会場で実施するのは一つの有効な手段ではないかと考えています。
10	2 検討事項 (1) 行動計画 について	ワクチン集団接種会場におけるアナフィラキシー発生時の対策（エピペンによる即応体制の確保や、搬出がスムーズにできる会場選択等）が必要。	貴見を踏まえ、アナフィラキシーショック発生時の対策について加筆いたしました（124ページ 2-2-2-4.③）。
11	2 検討事項 (1) 行動計画 について	ワクチンに関して、国のガイドラインに、プレパンデミックワクチンからワクチンを作り、第一線の方に、先行で接種するという内容について細かく記載されているため、計画案に追加したい。	貴見を踏まえ、「第7章 ワクチン」について、準備期、初動期の内容を充実させました。
12	2 検討事項 (1) 行動計画 について	コロナ対応時は、マンパワーがどれだけ足りないかなどを取りまとめる場がなかったため、医療調整機能が必要。	医療人材派遣に対応いただける医療機関と医療措置協定を締結しており、新興感染症のまん延時には、それらの医療機関と連携するとともに、G-MIS等を活用して状況把握をした上で、対処していくことを考えております。
12	2 検討事項 (1) 行動計画 について	医療調整機能には行政に関わる必要がある。医療については、準備期段階で各病院に必要な機器が十分に整っているか確認することが重要である	今年度、医療措置協定締結医療機関に対して、施設や設備整備費用を補助する事業を実施しております。
13	2 検討事項 (1) 行動計画 について	検査について、コロナ禍においては、PCRを設置している病院にかなり負担がかかったため、ドライブスルー形式で実施できる検査センターのようなものの設置を検討してはどうか。	検査（初動期）において、「医療機関等への検査体制が拡大するまでは、県民の利便性を考慮し、県は必要に応じて、ドライブスルー方式や屋外の集団検査所等の体制の整備を図る。」としております。（160ページ下から12行目）
14	2 検討事項 (1) 行動計画 について	検査について、民間のデータの全てを行政が把握できるシステムを構築して欲しい。	貴見を踏まえ、「第10章 検査」準備期に「1-2. 検査実施状況等の把握体制及び結果還元体制の確保」の項を追加いたしました（156ページ）。

番号	検討事項 報告事項	ご意見	県回答
15	2 検討事項 (1) 行動計画 について	検査について、体制をあらかじめ予想して、有事の際はすぐに取り掛かれるシミュレーションをした上で、取り決めをしておくのが良いと思う。 例えば藤田医科大学は臨床検査部が大きく臨床検査に関わる学部もあるので、そういう体制に協力できるのかもしれない。このように、有事の際には行政や地域と協力してすぐに同じ検査法で検査を始めるといように決めておくの良いのではないかと。	県内の多くの医療機関と、核酸検出検査の実施項目を含む医療措置協定を締結しております（藤田医科大学病院とも検査の実施を含む医療措置協定を締結しております）。今後、平時の情報共有や訓練等を通して、実効性のあるものにしていきたいと考えております。
17	2 検討事項 (1) 行動計画 について	入院調整について、素案では、「管内の患者受け入れを調整する県調整本部を設置し、管内の病院調整の一元化を行う」と記載しているが、ここまで書き込んでよいか、議論が必要と考える。	当該箇所は、感染症法第63条の3及び第63条の4に基づき、保健所設置市分も含めた県での一元化が選択肢となりうることを記述したものです。感染症の性質や感染状況等を踏まえ、保健所設置市と連携し、必要に応じて、県で一元的に実施することを検討いたします。
18	2 検討事項 (1) 行動計画 について	患者の搬送について、民間救急等との協力を準備段階から進め、感染症まん延時には迅速に対応できる体制を整えてほしい。	医療（準備期）において、「県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。」としております（133ページ5行目）。
20	2 検討事項 (2) 予防計画 の評価方法について	数値目標はわかりやすいが、質的な評価については誰が評価し、よし悪しを判断するのかが不明確である。	評価については、愛知県感染症対策課において実施します。主観的な部分が入ってしまう可能性があるため、評価理由や今後の取り組みについて、具体的な理由や背景をよく考えた上で記載し、それを部会や協議会で確認してもらいたいと考えております。
21	2 検討事項 (2) 予防計画 の評価方法について	開業医として1人で対応する場合、自分に何かあった時に保証がないため、発熱外来を継続しないことがある。県が発熱外来の医療機関の保険料を負担することを検討しないと、発熱外来に対応する医療機関は増えてこないと思う。	医療措置協定に記載された項目の実施については、感染症の性質やまん延状況、個々の医療機関の事情も考慮した、柔軟な運用をしていきたいと考えております。また、随時、協定内容の見直し、変更に対応しております。これらの情報について医療機関への周知を図り、協定の締結を引き続き呼び掛けていきたいと考えております。
22	2 検討事項 (2) 予防計画 の評価方法について	また、宿泊施設のホテルに関しては、流行初期に各ホテルに数台の酸素濃縮器を用意してほしい。	物資（初動期）において、「県は、パルスオキシメーターや酸素濃縮器等の自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、新型コロナ対策の経験を踏まえて、必要な台数の確保に努める。」としております。また、物資（対応期）にも同様の記載をしております。

番号	検討事項 報告事項	ご意見	県回答
23	2 検討事項 (2) 予防計画 の評価方法につ いて	病原体の検査場所があることは確かだが、データの集約について県がどのよう に行うかについて評価を加えると良いと考える。	今後の課題として承ります。